

有床診療所施設基準について

有床診療所では厚労省により定められた施設基準をもとに入院料が算定されます。

【当院で定められる施設基準】

・有床診療所入院基本料（Ⅰ）
・医師配置加算（Ⅰ）
・看護補助配置加算（Ⅰ）
・夜間の緊急体制：有
・夜間看護配置加算（Ⅱ）
・有床診療所急性期患者支援病床初期加算：有
・有床診療所在宅患者支援病床初期加算：有
・運動器リハビリテーション（Ⅱ）初期加算：有
・入院時食事療養費（Ⅱ）1食につき 536 円
※以下、該当疾患のみ対象とされる基準
・二次性骨折予防継続管理料 3
・脊椎椎間板内酵素注入療法
・脊椎刺激装置植込術及び交換術
・酸素加算

【その他 保険外適応（自費）とされるもの】

【室料差額】
特室1号室（個室） 1日 5,000 円 洗面台付
特室2号室（個室） 1日 6,000 円 簡易キッチン・ユニットバス・トイレ付
特室3号室（個室） 1日 6,000 円 簡易キッチン・ユニットバス・トイレ付
5号室～7号室 （2人部屋） 1日 2,000 円
8～11号室（2～4人部屋）室料 無料
・退院後室内クリーニング代 1,500 円
・持ち込み電気機器使用料 1日 50 円
・その他、病衣貸出、紙オムツ類、イヤホン等 ※詳しくは病棟看護師までお尋ねください
・手術を受けられる方用の備品セット ※詳しくは病棟看護師までお尋ねください
・診断書など各種文書料 ※詳しくは受付までお尋ねください